



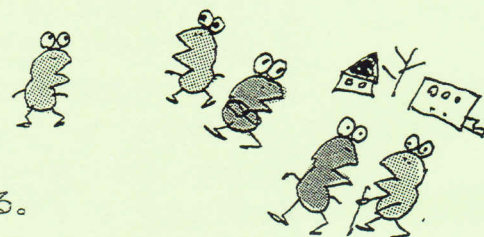
市民は期待しています！！



町田市監査委員の指摘を受け
議員自ら設置した『議会改革調査特別委員会』
すでに4回の委員会が開催されています

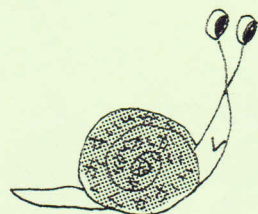
監査委員の監査報告書『2014年財政援助団体等監査の結果について』より
監査委員の意見を掲載します

◎監査委員の意見



地方自治法第199条第10項に基づき意見を述べる。

- 地方自治法第100条第14項は、政務活動費を会派又は議員に対し交付することができるとしているところ、町田市の条例第2条は、会派に対して交付すると規定している。
- 条例第6条は、会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならないとし、条例第7条は、会派の経理責任者は、収支報告書に領収書を添えて議長に提出しなければならないとしている。
- 規則第7条は、政務活動費を充てることができる経費の範囲を用途基準として別表に示している。規則別表（政務活動費用途基準）は、人件費、調査活動費、資料購入費など8つの項目に分け、項目ごとに、その内容と例示を掲載している。内容欄では、8つの全項目において、会派の行う活動に要する経費であると明記されている。
- 規則第11条は、会派の代表者は、政務活動費の収入及び支出に関する帳簿を備えなければならないとしている。
- 以上のことから監査委員は、本件監査に当たり、収支報告書（領収書）、会計帳簿及び預金通帳の確認を実施した。その結果は先に述べた状況となっており、会計帳簿と預金通帳は、不明又は不備の会派が多かった。
- 不明又は不備の会派から得た意見は、主に、会計帳簿や預金通帳を見せられないというものや見せる必要はないというもの、また、会計帳簿は必要ないというものであった。そこで、これらの意見に対し、監査委員の意見を述べる。 → ウラ面人



進め！議会改革！！





「より住民の意識に近い議会を目指したい」 委員長・熊沢あやり市議の言葉に期待！！

(2015年4月17日朝日新聞より)

トッポ
ランナー
めざして
るんた!!

◎監査委員の意見

→ つつき



- 監査委員は、公金が目的に沿って適正に活用されているかどうかに重点を置き監査を実施します。本件であれば、公金（政務活動費）は条例・規則に基づき、組織（会派）に交付されており、組織（会派）の活動に充当されているかどうかを見る必要があります。組織のお金には、規律ある管理が求められると同時に出納の状況を組織内外に説明する責任が生じます。ましてや公金は、外に説明する責任を免れることはありません。そのためには、会計帳簿が必要となります。
- 会計帳簿は、ヨーロッパにおいて、15世紀に複式簿記が広まっていたと伝えられています。日本においては、江戸時代から大福帳という独自の帳簿様式がありましたが、明治6年（1873年）福沢諭吉が出版した翻訳書「帳合之法」（チョウアイノハウ）により西洋式の複式簿記が伝えられました。公会計は、明治11年（1878年）から複式簿記を採用したものの、明治22年（1889年）に単式簿記に戻り現在に至っていますが、企業会計は、以来、複式簿記という世界共通の記録様式を採用しています。町田市は、国の公会計制度改革に先駆けて2012年4月、共通言語としての複式簿記を導入しました。
- 会計帳簿は、事実の記録です。日付、内容、金額、残高、加えて取引の相手先名や発行された証憑（請求書、納品書、領収書など）の番号などを書きます。会計帳簿は雄弁です。お金の動かし方で組織の規律性がわかります。組織のガバナンスを見るのが監査であり、帳簿を見ない監査などありません。
- 監査委員は、監査対象の同意・協力に基づいて資料を収集し、監査を実施しています。全ての監査対象に対し、今後とも理解・協力を求め、公金が目的に沿って適正に活用されているかどうかを見極めていきます。

* 監査報告書は・・・

町田市ホームページ → 市の監査 → 監査等の種類 →

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項） → 財政援助団体等監査 → 2014年

* 第15期 町田市議会改革調査特別委員会は・・・

町田市ホームページ → 町田市議会 → 議会中継 → 委員会録画中継

町田市政を考える会・草の根とは

「町田市政を考える会・草の根」は、市民、行政、市議会への情報発信の「交差点」です。市民の市政への関心を深め、市議会の活力を高め、責任ある市民、信頼できる市政を、草の根のように大地にしっかり根付かせ、全ての面での「先進都市 町田」を目指します

※詳しくは、草の根ホームページをご覧ください

<http://www.machida-kusanone.com/index.htm>

